

昭和二十二年九月、一二三日第三種郵便物認可
昭和六十三年二月、五日發行(毎月一回十日發行)

中央 労働時報

第774号
臨時増刊

監修 中央労働委員会事務局

第42回
全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

第二議題 救済命令を発する前に組入した者の救済利益について

(東京地労委提案)

說明

昨年最高裁判所は旭ダイヤモンド工業事件の六一年六月一〇日の判決で、組合申し立てにかかる救済命令を発する時点で、すでに組合員資格を喪失した者の賃金カット分の支払いについて、労働組合の救済利益を認める旨の判断を示し

ところで、組合申し立てにかかる、いわゆる集団的昇給、昇格差別事件等では、救済命令を発するまでの間に組合員が退

職したり、組合を脱退するなどして組合員資格を喪失ないし喪失したも同然とみられる事例が少なからず見受けられる。このような場合にも種々の事情があると考えられるが、本判決を機会に、これらのことについて各労働委員会のご経験ならびにご見解を伺いたい。

本議題を提案された東東地労委から提案理由のご説明をお願いいたしたいと思
います。

組合かのいずれかがその単独で救済を申し立てるということも必ずしも珍しくないわけでございます。もつともこの場合に不利益取扱いといわれます不当労働行為につきましては、もつぱら組合員個人のみがその救済を申し立てることができる。こういう考え方もあるいはないわけではないと思います。

いすれにいたしましても、組合が申立て人となつてその救済を申し立てる場合におき

ところがご承知のように、今般、最高裁が旭ダイヤモンド工業事件につきまして、かなり注目すべき判決を出しているわけでございます。この判決の内容等につきましては、すでにご承知の方もたくさんおられるだろうと思います。私のほうからはこの問題を説明するに当たりまして、ごく簡単にもう一度この事件の概要と最高裁の判決の要旨を振り返つておきたいと思います。

提案理由説明

公益委員（東京）本田尊正

いう意思表示のない限り、申立人の救済利益は失われないといったしまして、それら二一名の者をも含めまして、組合員全員（二五名）に対して賃金カット相当分の支払いを命ぜられたわけでございます。そして、それと併せてボストン一チスが命じられているわけでございます。

ところが、この救済命令が裁判所の取消し訴訟に進みまして、その取消し訴訟の中

におきましては横浜地裁は、個々の組合員に対する不利益もその本質は結局団結権の侵害にあるということを述べながらも、組合員がその組合員資格を喪失した場合における組合自体としてはその利益侵害の回復に寄与するものがあるということはできないといたしまして、それら一一名の部分に関する救済命令を取り消しているわけでござります。二審の東京高裁の判決は必ずしも詳しいことを述べておりませんけれども、一審の判決をそのまま、ほぼ引用する形で同じような判断をしているわけでございま

ところが、今回の最高裁の判決でござりますが、本件における賃金カットは単に二五名の組合員に対する個人的な雇用関係上の利益を侵害したのにとどまらず、組合活動一般に対する侵害的効果をもつものであるから、その一一名が本件賃金カット後に組合員資格を喪失したといったとしても、

なお、組合にはその救済を求めるべき固有の利益がある。こういうふうにまず述べておきたい。続いて、しかしながら、たとえ組合に固有の利益があるといつたましても、当該組合員の意思を無視してこれを実現することはできないから、当該組合員が積極的にその権利、利益を放棄する旨の意思表示をなしてはいるようなどきには、組合はその救済を求めるとはでき

ところで、本件の場合は、そうした組合員の意思表示がない以上、組合はそれら一名についても賃金カット相当分の支払いを求める事ができる。こういう判断のものに結局神奈川地労委の命令を支持しているわけでござります。

ところで、この最高裁の判決につきましては、その評価の仕方、あるいはこの判決が今後の実務に与える影響などをめぐりまして、すでにこれまでにおきました中、「一、二、三の雑誌の中」でいろいろな議論がなされてゐるわけでござります。しかしながら、この判決のもつ問題点はいろいろあるだらうと思いますが、その一、二をここで多少整理する意味で申し上げたいと思います。

少なくともこの判決のもつ問題点の一つはただいまもお話しいたしましたように、この判決が労組法第七条一号に定められる不利益取扱いは単に個々の組合員の権利、利益を侵害するにとどまらず、組合活動一

般に対する抑圧的効果、侵害的効果をもつものであるというふうに述べまして、そのうえで、したがつて組合員資格を喪失するに至った場合におきましても、組合はその組合員についての救済を求めることができると組合自身の固有の利益がある。ここのこところの評価の仕方がまず問題になつてくるだろうと思われるわけでござります。

のこの最高裁の判決の考え方は昭和五一年の第二鳩タクシー事件についての最高裁の考え方の影響によるものではないかといふふうに思われるわけでございます。ただし、本件のもとにおきましては、組合が組合員の賃金カット相当分について立替え払いを行つてあるわけでございます。しかも、こ

れを会社から受領する権限を組合から委任されているわけでございます。したがつて、こうした事件における事情をこの判決が組合自身の固有な利益という考え方を述べる場合に当たつて、その大きな引き金になつてゐるようと思われるわけでございます。

なぜならば、組合が個々の組合員の賃金損失分を立て替えるといひますのは、それをして替えることによつて組合員の心理的動搖を防ぐ。そして組合の団結を擁護する。こういう趣旨をもつものであるからでござります。したがつて、この点に着目いたしますと、先ほど申し上げましたような一審判決、あるいは、これを引用しております

二審判決が、たとえ個々の組合員の権利、利益を救済したとしても、こういうような場合には組合自体の侵害、利益の回復に必ずしもそれはつながらないのだ。こういうふうにごく単純にこの問題を割り切つていいかどうか、かなり大きな疑問があるだろうというふうに思われるわけでございます。

ト相当分についての組合の立替え払いと、それから、その代理受領の権限の委任といつたものは、組合員がその組合員資格を喪失したのちにおいてなされているわけでございまして、この点は一審判決が事実関係として認定しているところであるわけでございます。

したがって、そういうように考えてまいりますと、この最高裁判決が述べております組合自身の固有の利益というのはいつたい何か。その具体的な内容がいつたいどのようなものであるか。こういうことはかなり漠然としているわけでございます。理論上ももちろんでございますが、实际上もういう組合の固有な利益といったものを、シヨンをするということは、実際問題としては、私はかなり難しいのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。

もう一つの問題点は、先ほど申し上げま

したこの最高裁判決の後半の部分にあるわけでございます。この判決は以上のような考え方を前提といたしまして、それにして組合が救済を求める場合には、その組合員資格を喪失いたしました個々の組合員の意思を全く無視して、その救済を実現することはできないのであるから、したがつて組合が救済を求めるためには、当該組合員資格を喪失いたしました組合員がその権利、利益を放棄するという積極的な意思表示があるかどうかが重要な判断の決め手になつてくるというふうに考へている節がみられるわけでございます。

ただ、この判決のもとにおきましては、そういう意思表示がなされたかどうかが一つの重要な判断の決め手であつて、それ以上に、たとえばその個々の組合員がどのような事情のもとに、その組合員資格を喪失するに至つたのか。そのあたりの具体的な事情につきましては、この判決は何も述べていないのでございます。

もとより、労働委員会における審問手続きをできるだけ軽くする。そしてある程度客観的な基準に基づいてこの問題を処理していくという観点から考えますと、こういう判決の処理の仕方といふようなもの

のも、それなりに有効な一つの方法ではないかと考えられないわけではございませんが、ただ一口に組合員資格の喪失といいましても、そこには、たとえば本件で取り上げられておりますような退職でございますとか、あるいは配転といったような事情に基づく場合もございます。さらには組合からの脱退ないしは除名に基づく場合もあるだろうと思われます。あるいはまた、管理職への昇格に伴つて組合を離れるというような場合もあり得るわけでございます。

したがつて、もし最高裁の判決が当該組合員の意思を問題にするというのであれば、もう少しそのあたりの具体的な問題をめぐつて緻密な判断と検討が必要ではないかというふうに考へているわけでございます。

なぜならば、本件のもとにおけるような喪失するといったような場合はともかくといたしまして、一般に組合からの脱退や除名という場合には、その組合を離れました組合員ももちろんのことです。

組合自体もその組合員についての救済を求めるということは、一般的には考えられないと考へるわけでございます。

さらに、管理職への昇格に伴つて組合員資格を喪失する。こういうような場合におきましても、もちろん組合員の範囲をめぐつて、そこに使用者の不当労働行為が絡

む。こういうような場合もあり得ると思われるわけでございます。そうでない限りは、り大きな疑問がそこに出でてくることになるが、ただ一口に組合員資格の喪失といいましても、そこには、たとえば本件で取り上げられておりますような退職でございますとか、あるいは配転といったような事情に基づく場合もございます。さらには組合からの脱退ないしは除名に基づく場合もあるだろうと思われます。あるいはまた、管理職への昇格に伴つて組合を離れるというような場合もあり得るわけでございます。

したがつて、こういうふうに考へてまいりますと、この最高裁の判決が先例としてどう思われるわけでございます。

したがつて、こういうふうに考へてまいりますと、この最高裁の判決が先例としてどう思われるわけでございます。

したがつて、こういうふうに考へてまいりますと、この最高裁の判決が先例としてどう思われるわけでございます。

したがつて、こういうふうに考へてまいりますと、この最高裁の判決が先例としてどう思われるわけでございます。

したがつて、こういうふうに考へてまいりますと、この最高裁の判決が先例としてどう思われるわけでございます。

りませんので、あまり細かい事実関係には拘泥しないで基本的な筋をどう考えていくかということを中心にお話しをしたいと思います。

最初に結論を言いますと、基本的にはこの判決の立場に私は賛成です。次にいわば問題状況というものを確認しておきたいと思います。

まず本件は、申立ての仕方と関連して事件が発生しておりますので、申立ての仕方はいままで紹介がありましたように、組合申立てと個人申立て双方の申立てがあります。実際に一番多いのは組合申立てでありまして、これは各不当労働行為の各類型ごとに細かい資料はございませんけれども、全部の不当労働行為、とくに民間会社の不当労働行為申立てのうち、ここ数年は約九割が組合申立てですから、おそらく一号事件についても圧倒的多くが組合申立てではないかというふうに推定されます。

組合申立てにせよ、個人申立てにせよ、双方の申立てにせよ、原則として救済命令の形が、つまり、組合申立ての場合は特定の救済内容を要求できないか、ということはありませんので、だれが申立人になるかによって救済内容が原則として変わることはないというふうに考えておりますし、事実もそうなっております。そうしますと、いずれの申立てをしたとしても、その後、本件のように個人が組合資格を喪失すると

労働委員会として全般的に見ますと、一
号事件についてポスト・ノーテイスとか、もう
いります。

場合によれば付加総命令については組合固有の利益がある。これはほぼ確立した実務ではないかと思います。

それからもう一つは、個人的な経済的な利益に關係した部分については、ごく最近まで調べたわけではありませんけれども、

二年ぐらい前まで労働委員会の命令の全般的傾向を調べますと、これは当事者の意思が明確な場合、つまり当事者が明確に救済利益を放棄しているという場合には救済利益なし、組合の救済利益もないという形で処理している例が多いと思います。ただ、不明な場合については、労働委員会実務というものは二つの傾向があります。一つは認める。つまり、組合の救済利益を認める。他方は認めない。傾向としては認めないというのがだんだん多くなってきたのではないかと思われます。

他方、裁判例を見ますと、これは二つの点で、むしろ労働委員会実務とは違つていた。一つは明輝製作所の東京地裁の判決ですけれども、この判決は当事者がたとえ救済を求める、この場合の当事者は組合員資格喪失者たる個々の組合員、そのときには

組合員ではないのですけれども、組合員資格喪失者が明確に救済を求めるということがあつたとしても、組合の救済利益はない。これは労働委員会実務とはつきり対立して

1

組合員資格喪失者の意思が不明な場合にも、イヤモンドの最高裁判決は、むしろ組合の組合の救済利益は認めない。例えば除名の利益ということを中心に行っております。

よな場合。逆に個人の意思が明確な場合。これは実質的には同じ最高裁判決でも、かつま、個人は救済を求めてないという意なり異なるた不當労働行為制度觀を持つて

思が明確であるという場合も、これはごく例外的な場合だと思ひます（れども、易言するまでもないかと考へております。）

的には相対立する流れとして、これからいろいろ

もなれではないと思われます。そういう意味では原則は当事者の意思というふうな事件を処理する際の先例として引用されてくるのではないかと思われます。その

ことですけれども、それ以上の個別的な具体的な當てはめにつきましては、むしろ別途際、最後まで一番問題になるのは、組合申立てというのは累犯としてどういうものであ

勵委員会の裁量の問題として処理したほう
るかということに対する位置づけ、とくに、不當労働争議を全般二つ問題として置づけ

不思議な事、船と位置づける
る」としない限りは、こぶ的なパックペ
ーパーをもつておらず、「一見して、
まことに、これが本物の船だ」と思ひ
ます。

もう一つ最後に本判決のあり方を考える場合に、第一鳩タクシーの最高裁判決との問題という個別の問題ごとの処理だけで考

関連が問題になります。基本的な発想の仕方としまして第二鳩タクシーは、むしろ一 えていくと、結局その場限りの対応になると思われます。

そういう意味では、私はぜひその問題を
このまま取り上げて、きついところまで

二カルな問題を処理している関係もあります。本判決の問題点についてはすでに的

非常に個人救済的なこの場で、確な指摘がありましたので、私は問題状況と今後の課題ということで発表を終わらせていきたいと思います。

救済のあり方を考えておりますし、本旭ダム

勞動者委員（愛知）成瀬昇

きているわけであります。四件の事件の概要についてごく簡潔にご紹介を申し上げます。

一つは東洋楽器事件でありますと、組合でいいますと、総評系の全国一般、当時はそうではなかつたのであります。現在は全国一般の組織であります。これは昭和五年の申立てで賃金差別問題であります。組合員二名。四九年一二月一二日に賃金差別問題につきましては救済命令が出たのであります。組合員二三名中五名の組合員はその会社を退職しましたけれども、組合員であるという意思表示をしておりましたので救済の対象といたしました。しかし、他の七名の退職した者につきましては棄却という決定をいたしました。理由はごく簡潔でありますと、いわゆる組合員でないからとあります。

二つ目は名古屋放送事件であります。いわゆる民放労連に属する組織であります。これは昭和四九年、五〇年、いわゆる賃上げの実施時期であります。春闘において七月に妥結をした。会社は妥結月実施を主張したのであります。組合は従来の慣例に従つて四月実施と。ここで争つたわけであります。これまた五一年八月一日に救済命令が出されております。しかしながらこの間、組合を脱退いたしました一名の元組合員につきましては、組合員資格を失っているということでこれまで棄却

をされています。

三つ目の事件は総評全国一般に属しますが、東洋ライト事件であります。これは昭和四八年の昇給差別をめぐつての問題であります。不幸にして、この企業には職員組合、それから、私流に言いますと、いわゆる第一組合と称する第二組合。それから全国一般に属します東洋ライト労働組合。多数派はいわゆる第一組合と称する第二組合が多数派で過半数を制していたのであります。いま申しましたように五一年九月六日に救済命令が出されております。

問題はこの三年間に一八名が組合を脱退いたしました。一八名の脱退者組合員のうち九名は、いわゆる自発的脱退といつておりますが、組合のはうはこの九名につきましては救済を求めなかつた。問題はあとの九名の皆さんであります。九名の脱退理由、原因は、定年退職、あるいは死亡、あるいは傍系企業への強制的な出向。こうやつて九名が組合員資格を失つたのであります。組合といたしましては、救済の対象にすべきであると強く主張したのであります。私はいざれも論理的な説得力を有するものではないと考へています。

組合活動を理由として賃金差別をしてしまうのも、この九名につきましても、残念ながらこの九名につきましても、残念なが

ら本件の申立ては組合の申立てであり、組合員の確認がない。したがつて棄却をするという決定であります。

四つ目の事件は全国金属の組織であります。日本サーキット工業事件です。四九年、五〇年の賃上げ差別問題であります。うに推察をしているのであります。

日本サーキット工業といつて名前はでつかないわけですが、組合員はわずか九名。残念ながらこれは併存組合もござります。これが昭和四八年の昇給差別をめぐつての問題であります。不幸にして、この企業には職員組合、それから、私流に言いますと、いわゆる第一組合と称する第二組合。それから全国一般に属します東洋ライト労働組合。多くは、あくまで救済の対象にすべきであると主張したのですが、すでに組合を脱退し、労働組合法がその擁護を目的としている団結体から離脱しているということが、組合員が組合員でなくなる理由は様々であります。あるいは私もいま申し上げたように名古屋放送事件、あるいは東洋ライト事件などもそうなのであります。提案理由の説明の中にもその件について触れられておつたのであります。

しかし、実際問題といたしまして、ある

いはまた私どもの月刊労委労協の一九八六年八月号で横浜の伊藤弁護士が述べている

のがあります。あるいは私もいま申し上げたように名古屋放送事件、あるいは東洋ライト事件などもそうなのであります。提案理由の説明の中にもその件について触れられておつたのであります。

いことになってしまったのではないか。これでは使用者に再度の不当労働行為と審査引き延ばしを奨励しているようなものではないか。私流にいえば不当労働行為のやり得ているのであります。私どもの経験からいきましても、全くこの指摘は正しいと考えるのであります。

さらにまた、地労委の救済命令の本質は、昭和三七年九月一八日、米軍調達部東京支部事件における最高裁判決でも明らかであります。不当労働行為がなかつたとの同じ事実上の状態を回復させること。あるいはまた、先ほど再々述べられておりますように、去年の六月一〇日の最高裁の判決、旭ダイヤモンド工業事件でもはつきりしていりますが、労働者の団結及び団体行動の保護を目的とし、この実行性を担保するために設けられたものであるということは言うまでもないと思います。第一鳩タクシー事件の問題につきましても、先ほどの二人の発言者から述べられるとおりだと思うのであります。

このような救済命令を発する地労委の権限と使命については、使用者の多様な不当労働行為に対し、あらかじめ是正措置の内容を具体的に特定しておくことが困難かつ不適当であるため、労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により個々の事実に応じた適切な

号の不当労働行為は、労働者が団結体に結集したがゆえにその構成員に対して不利益取扱いをし、他と差別することによってその団結体の権威を失墜せしめるとともに、団体構成員の組合活動を萎縮せしめ、もつて構成員の団結体からの離脱を図らんとするものであることは明らかだと思います。

したがつて労組法七条一号の不当労働行為の形態が賃金カットという形態であろうと、また、いわゆる集団的昇給、昇格差別事件という形態であろうと、当該不当労働行為で失われたものは根元的にはその団結体の権威そのものであると私は信じています。

したがつて労組法七条一号の不当労働行為の形態が賃金カットという形態であろうと、また、いわゆる集団的昇給、昇格差別事件という形態であろうと、当該不当労働行為で失われたものは根元的にはその団結体の権威そのものであると私は信じています。

さらに最高裁は、労働組合の求める救済内容が、組合員個人の雇用関係上の権利、利益の回復という形をとっている場合は、当該組合員が積極的に権利、利益を放棄する意思を表示したときは、労働組合は救済

したこと以外にその方法はないと言つていいのです。団結体からの離脱、それが使用者側の行為ではなく、かりに組合員の自由意思によるものであつたとしても、団結体からの離脱を理由にそのものに対する救済命令を棄却するのであれば、論理的には不当労働事例を私は引用しているのですが、論議の余地は全くないと考えるものでござります。

是正措置を決定し、これを命ずる権限をゆだねた趣旨であることにつきましても、これまで第一鳩タクシー事件の最高裁判決の事例を私は引用しているのですが、論議の余地は全くないと考えるものでござります。

是正措置を決定し、これを命ずる権限をゆだねた趣旨であることにつきましても、これまで第一鳩タクシー事件の最高裁判決の事例を私は引用しているのですが、論議の余地は全くないとこれまで述べてまいりましたことから明らかのように、ポスト論議の余地は全くないと考えるものでござります。

使用者委員（熊本）江頭平八

その実行性を担保するために不当労働行為がなかつたと同じ事実上の回復をするのであれば、まず第一に原状回復されなければならないのは、失われた団結体の権威、労働組合の権威であると考えているのであります。

私はこのテーマを九月ごろにいただきまります。いろんな理由がございますが、そなたの報告を聞いたときに非常に深刻な気持ちがいたしました。

ました。一つは、このテーマを与えられた、もう一つも合同労組でございますが、申立てたあとと分会支部がなくなつてしまいました。そのときの組合員の人々の顔を思ひ出します。さらに除名になつた例とか、そういうような顔が浮び上りました。お

そらく皆さんも、申立て後に資格喪失した事例はたくさんあると思います。人の顔が違うと同じように、事件のケースはそれぞれどこかが違っているわけでござります。資格喪失者もいろんな事例があろうと思ひます。

ました。

とくに、今回提案者のほうからお話をございました旭ダイヤモンド工業事件、これはそのときにお話がありましたように、固有の利益というものは本人が救済意思といいますか、請求権の放棄といいますか、そ

仕事をしている。そちらのほうに行つてしまつたら生活がやれない。たまたま併存組合がございまして、そちらのほうが大きい組合でございます。くるか、ということで引っ張られました。そちらのほうに参りました。そうしますと、はつきり、私は申立てを取り下げるということをどういう形で「すみませんでした。以後やりません。」という文書を出せということで実行されまして、それはそれなりの効果が上がつてゐるわけです。

ただ、その場合に申し上げたいのは、実はその事件の命令が出たのは五年前の事件

そうであれば、この意思解釈をどのようにしていくのかということを見ますと、先ほど申し上げたように一つ、あるいは三つのタイプがあります。過去の判例、命令というものは様々でございます。そして、その結論を出しました。あるいはその判断というのは、やはり個々の事情に応じてその当否が決定されているわけでございます。あるいは事実関係をピシャッと証左して出しているという形でございます。また、そういう当否を論議する場合には、そういう実関係をきちっとすることがないならば、これははつきり適当な措置ではないわけでございます。それぞれの意思がどうなっているのかということが問題ではないかと思ひます。

先ほどもお話をございましたが、われわれが取り扱っております労使関係というものは、労使自治の原則といったルールのもとでそれが先行してやつていかなくてはいけない。残念ながら不幸にしてそういう労使関係が壊れてまいります。そうしますと、そこにいろんな長期にわたった紛争が出てきます。その間で、その渦に巻き込まれて資格喪失をしていくというような人もいらっしゃる。とくにご承知の賃金差別事件は、やれ、大量觀察だ、やれ、挙証責任の転換だと。私どもも民放労連の事件を扱いましたが、やはり手間暇かかります。長くなりります。

そうしますと、初めは一致団結してやるぞ、頑張ろうといったような感じの人たちも、いつの間にか熱が冷めます。そうしますと、とくに差別対象者が多い場合にそういう人たちやはり得だという話はこっちに置いておくとしましても、これは熱が冷めてきたと。そういう人の心境を察しますと、そういう可能性があるわけです。やはり、心境を察しますとくたびれたと。結果はどうなつてもいいといったような感じが出てるわけでござります。そういう場合は、やはり救済利益というものを放棄しているのではないだろうかというふうに考えます。組合のほうから見ても、そういう熱のない人間がござそおられるということは、やはりいろいろ問題もありましょうし、やはりいろいろ問題もありましょうし、

団結権そのものについては別です。ただ、そういう人がいらっしゃるということは、やはりそれだけ被害が少ないといつては語弊がありますけれども、そうなのではないかと思うわけでございます。ではないかと、いうのはあとで説明します。

また、頭にひらめいてまいりますのは併存組合です。私どもの場合も九州の相良にやられたのでは困るだろう。おいで、おいでということでこっちのほうの組合にくわる。ことに賃金差別事件になりますと、組合間の抗合間差別ですから、どうしても組合間の抗争が激しくなってまいります。そうなりますと、多數派工作とすることが大きくなっています。また、そちらのほうに行きますと、今まで差別を受けていたものが修正されるのは目に見えているわけです。よし、というわけでそちらへ行きます。そのよしきた、というのはどういう気持ちなのかということ。ただ、先ほどもやり得だと。私は聞いていて思つたわけですから、やはりダーティ反応です。利益誘導があれば当然これは支配介入となるわけでござります。しかし、それは別の問題です。

それから、同じ組合の中でも路線が対立している場合がござります。長い闘争になりますと、最近は便利な言葉がござります。変化の時代と言われています。あるいは、価値観の多様化していくという時代。個人と組織との中には深い人間模様がござ

います。何とも言えないそういう絡み合いかがございます。そういうことになつてくると、おれはついていけないとということでお立関係になります。ことに組合とすれば、やはり団結しているのが崩れるわけですから団結権の侵害になるわけです。やはり、その者だけ救済をするということは考えられません。つまり、自分の請求権の処分をゆだねるということは考えられない。私ども頭に浮かべるだけでも、いまのような三つぐらいの例がございます。やはり、背景にある労使関係の実態というものを写し出してみると、そういう形が出てくるのではないか。しかしながら以上の三つについては積極的に意思表示が、意思解釈としてこれは問題があるかもしれませんけれども、労使関係から出てくる形としては、やはり積極的な放棄の意思表示があつたとみるべきではないかと思います。

脱退する。これはどうでしょうか。自分で好きこのんで行つたわけではない。業務命令で行かないと、これは首になるわけですから。これは積極的に雇用関係上の権利、利益を放棄したということには当たらないのではないか。

しかししながら、昇格といったような場合はどうでしょうか。やはり過去の関係を清算したい。また、説によりますと、積極的に放棄するという事例が出てくると、やはり

得ということは別にして、転勤とか、いろいろな問題が出てくるのではないか。しかしさういう話をする方でも、とくに昇格の場合は本人の意思があるとして認めていいのではなかろうか。昇格した人に原職に戻されというなら、また給料が下がるわけですから、新しい損害が出てくるというようなな態に場合は、今度の判例基準というものをひとつ見ていいのではないか、という意味での判例基準ということはあり得るでしょうけれども、いずれにしましても転勤とか、昇格とか、そういう問題についてではなくてはそれぞれ具体的な事例を見ていかなくてはいけないのではないかと思います。

それから退職の場合にも自分で好きこのんで行つたわけではない。ここに一月二三日の日本経済新聞の切り抜きを持つてきましたが、総理府の勤労意識調査によりますと、単身赴任の拒否は四八パーセントだ。

そうです。それから二〇歳、男性の三分の一が転職派だと。こういうことで単身赴任の拒否が四八パーセントということになる。と、やはり家族を離れてよそに転勤する。もちろんですけれども、資格喪失しましても積極的に放棄したと認めるのはちょっと無理なのではないか、できないのではないかと思います。それから定年退職の場合もございます。

いずれにしても、それぞれの事情、そういう事実関係というものを客観的に判断することによって、提案者のお話にございましての意思解釈というものは、ほぼはつきりしてくるのではないか。推定ができるのではないか。また、それによって初めて救済利益の存否ということが確定されるのではないか。最高裁の五二年一月二三日の大法廷の判決にもござりますように、幅広い裁量権を持つてゐるわけですから、地労委としては、やはり今度のような例も限定先例として見る必要がありましょう。そういうのも一つの事例としながら、やはり個々に応じたビシャッとした判断を出していただきたいと期待するわけでござります。

いま申し上げたように救済の必要性、あるいは存否ということは、そういうことによつてはつきりしてくるのではないか。そ

れなら救済命令はどうしたらいのか。申立人の救済申立てが理由であるというふうになつた場合にどうするか。それははつきりこの判例にもありますように、雇用関係上の権利、利益というものを放棄するといふ意思がはつきりしている、そういう場合には原則として救済利益はなくなるのではないかと思います。それによつて団結権の侵害といったようなことがありましたら、これはポストノーティスをしなければいけないのでないか。懲罰主義から原形復帰主義に変わつていますから、やはりポスト

ボストノーティスを命じております。熊本の場合、これがルーズになつたようです。先ほどの風の便りの件でいきますと、希望するなら戻つていいと、あるいはバッケベイをしなさいという命令と同時に、やはりつてはいけませんよ、という文書の公布をしています。その根っこには団結権を侵したということに対するあれが出ていくわけでございます。そういうことですけれども、あまりにこれが、積極的に意思表示云々ということが、はでな気運になつてきますと、またいろいろと問題が出てくる

ノーティスということは実施していかなければならぬのではないか。

先ほど申し上げました私どもの九州相良の件ですが、そういうふうに配転しましたことに対しては資格喪失、救済利益なしと。しかしながら、組合の団結権ということでは、こんなことを言っています。団結権を行使することはやめたにしても、あるいは不利益行為を承認したにしても、団結権の行使については何ら支障がないではないですか。あるいは自主的に組合運営を確保していくことに期待できるではないか。そのとおり書いてあります。大事な文章ですから覚えていてます。そういうふうにはつきり言って、したがつて資格喪失者が不利益行為を承認したり、意思を放棄しても組合の申立権に支障はないのでと。組合の申立権は消滅しないのだということでピシャッとしている気がします。本を読んでみますと、いろいろ出ています。

この七月三日に一つの事件が解決しました。これは複数組合で、片方だけ残業をさせたという事件でござります。そのさせたたった理由は、実は運送会社ですから、かた車も重量制限だと。会社としてはたまら

さ積載の問題、つまり重量制限の問題があつて、組合はこれを告発します。繰り返し、繰り返し告発するわけです。自分が乗つた車も重量制限だと。地裁としては、不当労働行為だといいます。地裁としては、不当労働行為だと。初めうことでバックペイを命じました。初めていましたけれども、一人は辞めましたので取り下げ一〇人だけでした。私たち地労委としては、それが出たときに、とにかく審査委員等を中心にして労働側委員と使用者側委員と会社側のトップと四者会談を

やりまして、とにかく乗せないと、そしてその代わりに組合は告発活動をやめないと。それで非常にささくれ立つた労使関係というものが、そこで傷口に包帯をした形で一応まとまりまして、五ヵ月間に及ぶ闘争というのは一応収まつたわけです。しかし、組合としてはどうしてもバックペイガ欲しいということで判決が出て、そして七月三日に会社から出した高裁のほうで和解で解決したわけでございます。

やりたゆみなく、搖るぎなく、そういう労使関係の安定をめざしてきつかけをつかみながら和解していく。それが鳩タクシーでの大法廷判決の趣旨ではないかと思います。

以上で終わります。

公益委員（京都）安枝英紳

以下述べさせていただく事柄につきましては、京都地労委の全体としての意見といふわけではありませんで、私個人の意見でありますのでご了承いただきたいと思います。すでにある説明されておりますので、私は以下の二点について簡単な検討をさせていただきたいと思っております。第一は、一号事件につきまして、なぜ労働組合自体が申立人資格を与えられるのかということです。第二は、本議題につきまして述べられておりますような組合資格を喪失したものについて、どういう要件のもとで、なお労働委員会は救済命令を発し得るのか。この二点について、簡単に触れさせていただこうと思っております。

私は、本議題のような問題を考えるに当たりましては、究極的には七条各号の申立

もし、あの際、地労委が和解をしつかりして、包帯をして、今後は皆さんの相互努力ですよという説得をしないならば、おそらく組合はどういうふうになつていったでしようか。私は地労委というものは、やはりたゆみなく、搖るぎなく、そういう労使関係の安定をめざしてきつかけをつかみながら和解していく。それが鳩タクシーでの大法廷判決の趣旨ではないかと思います。

承知のよう申立人資格の問題につきましては、現在少数説というふうにいえると思いますが、一号の不利益取扱いにつきましては、労働者個人に対するものであるか

人資格の問題を総合的に視野に入れた検討をして結論を導かなければならぬとこのように考えております。すなわち労働者個人は、一号ないし四号についてそれぞれ申立てがなされ、労働委員会もどちらかと申立てがなされ、労働委員会もどちらかといふうな明快な指摘をしないで、大まかな本的な発想は、まず不当労働行為の申立てがなされ、労働委員会もどちらかと申立てがなされ、労働委員会もどちらかといふうな明快な指摘をしないで、大まかな対応をしてきたわけあります。各号の構成要件が異なるわけありますから、その違いはやはり違いますから、その違いはやはり違います。

けれども極めて興味ある問題が提起されるわけあります。ただし本日は、この問題について総合的に扱う時間の余裕がありませんので、以上のような指摘にさせていただきます。

ところで、本議題につきましての私の基本的な発想は、まず不当労働行為の申立てがなされ、労働委員会もどちらかといふうな明快な指摘をしないで、大まかな資格の問題と、労働委員会が最終的にいかなる救済命令を発し得るか。この問題の関連性、あるいは異同性、これを考えてみなければならぬよう思つております。ご承知のように申立人資格の問題につきましては、現在少数説というふうにいえると思いますが、一号の不利益取扱いにつきましては、労働者個人に対するものであるか

の考え方にはどうも賛成できないわけですが、かといってこれまで多数説があるのは、申立てがなされ、労働委員会もどちらかといふうな明快な指摘をしないで、大まかな対応をしてきたわけあります。各号の構成要件が異なるわけありますから、その違いはやはり違いますから、その違いはやはり違います。

ところどころでこれまでの多数説、あるいは通常の考え方にはどうも賛成できないわけですが、かといってこれまで多数説があるのは、申立てがなされ、労働委員会もどちらかといふうな明快な指摘をしないで、大まかな対応をしてきたわけあります。各号の構成要件が異なるわけありますから、その違いはやはり違いますから、その違いはやはり違います。

資格を与えられるというのは、何となく説明しているようありますけれども、突き詰めて考えてみると、ちゃんとした説明にはなっていない。このように考へていては、労働組合は、一号の事件につきましてはボストノーティスが問題になる余地はありますけれども、主文の中で労働組合を名宛人として、救済されるということは考えられないわけありますから、これは解雇の問題がそうですし、バッケイの問題もそうです。したがつて何か理由を考えなければならぬというふうに思うわけであります。このことを考へるところが、途中で組合員資格を失った場合の事例についての回答を与えるための前提作業にならざるを得ないのではないか、このように考へていては、二点ほど私は結論的に申しますと、一号の事件につきましても、労働組合に申立人資格を与えていい。認めていいという結論に到達いたしました。その理由としては、二点ほど

と。第三点といたしまして、労働委員会の救済命令は、当事者における法律関係を形成するものではありませんので、申立人資格の問題につきましては、法の目的に沿つて若干緩やかな解釈をすることが合理的なものではないか、ベターなのではなかろうか、このように考へるからであります。

以上の三点を一応理由にいたしまして、労働組合自体も一号の事件について、申立人資格が与えられるところのように考へていいところであります。北海道の道幸委員からこの問題についてさらに検討しなければならないというふうご指摘がありましたが、私もなお考へてみなければならぬ点があると思っておりますが、現在のところはそこまで到達した段階であります。以上によりますと、救済を受けるべき当事者となる主文の名宛人とされる組合員が、その後組合員資格を喪失し、しかも労働組合が一号事件だけとして申立てをしている場合に、なお労働委員会が救済命令を発し得るか否かという判断基準につきましては、労働組合と個人双方の意思、特に労働者個人の意思というものが、ポイントになるのではないかと考へるわけです。

さて第一の大きな問題でありますと、この議題についての直接的回答ということになります。これにつきましては、本田先生よりますと、組合員資格喪失理由ごとの憶測による意思解釈という作業は必要でなくとも、基本的には一つの考え方があろうと

思つております。第一は、最高裁の考え方であります。すでに多くの論者がこれまで指摘をされてまいりましたけれども、組合員資格の喪失理由は、定年退職、任意退職、配転出向、死亡、脱退、除名、それとも、労働者ないし組合員個人がなお救済を受けるという意思を有しているか否かの確認方法については、放棄等の積極的な意思表示がない限り、なお組合は救済を求めるという考え方であります。ただしこの考え方によりますと、すでに多くの論者がこれまで指摘をされてまいりましたけれども、組合員資格の喪失理由は、定年退職、任意退職、配転出向、死亡、脱退、除名、それとも、労働者ないし組合員個人がなお救済を受けるという意思を有しているか否かの確認方法については、放棄等の積極的な意思表示がない限り、なお組合は救済を求めるという考え方であります。

そこで旭ダイヤモンドについての評価でありますけれども、私はこの最高裁の判決は非常によく考え抜かれ、あるいは言葉を選びますと非常に巧妙な判決であったといふふうに考へております。特にこれは非常に見逃されているわけであります。先ほど申しましたように最高裁の判決はこの考え方で、組合員の積極的な意思表示を、その組合員資格の喪失理由に照らして、意思解釈をしていかなければならない。こういう作業が必要になるわけであります。先ほど申しましたように最高裁の判決はこの考え方で、組合員の積極的な意思表示を、その組合員資格の喪失理由に照らして、意思解釈をしていかなければならない。こういう作業をとつていていうふうに見られますけれども、なお先例としての位置づけについても、この資料の六〇・六一ページで確認をしていただきたいと思いますが、たとえば六〇ページのちょうど真ん中辺りに、この事件では一号、及び三号の不当労働行為が成立するという原審の認定が正当としては認めることができます。たとえば六〇ページの上から七行目のところにもわざわざ労働組合七条一号、及び三号の不当労働行為が成立するというふうにいつております。一号だけに限定して、労働組合が申立人資格を有するかどうか。あるいは労働組合自身が、なお固有の被救済利益を有するかどうか

ます。支配介入の三号の成立を認めまして、これに基づく労働委員会の裁量による救済命令を出すというふうにいたしますと、これまでの評価の仕方は少し変えないといけないのではないかと思います。最高裁判所はおそらく一号に限定すると非常に難しい問題が出てくるし、一つ一つ整理をしないといけないから、三号も一緒に認めておこう。そうしますと救済命令を出し得る裁量権の範囲が極めて広くなるわけありますから、この点を認識しているのではない。もし認識しているとすれば、先ほど言いましたように非常に考え抜かれた判決であるとこのように推測をしているわけであります。

以上私は二点個人的な意見を申し上げました。そうしますと少し私の考え方とは、申立人資格の問題や、組合員資格喪失者に対する労働組合の救済利益、あるいは労働者の救済利益といふ点については、若干リゴラスにすぎるのではないか、このような疑念をおもちになるかもしれないと思ひます。ところが事は簡単に解決できるわけあります。なぜならば一号事件について私の考え方によりますと、労働組合と個人

が連名で申立人になりさえすれば、事はすべて解決できるわけであります。ところがご指摘がありましたように現在までのところは、労働組合自身が申立人になるケースが圧倒的に多いし、一号だけの問題についてもおそらく統計はありませんけれども、そのようなものと推測できるわけであります。態様的に観察した限りにおいて、そのような傾向がうかがえるというわけあります。むしろ労働者個人が申立人資格に名を連ねることによって、メリットが生じてまいります。

本日の議題につきましては、ごく簡単ではありますけれども、六七ページに引用していただいております。短いですのあとで参考にしていただければ幸いです。

なお、京都の事例につきましては、ごく簡単ではありますけれども、六七ページにとして申立人に名を連ねているということは、なお救済利益を放棄示である。このように解釈することができます。例えば不利益取扱いの事件だけです。

労働者委員（神奈川）大森 功

昭和五一年から六一年までの一〇年間神

ります。

わって申立てを取り下げたいといわれるようの場合、もし除籍期間が切れてしまいますと、新たに個人申立てができるわけではありませんけれども、最初から個人の名も連ねておけば、そのような問題についても回避ができるわけあります。そのほか幾つかありますけれども、時間の関係で省略したいと思います。したがつて私は一号事件に参加できることを非常に光栄と思ってお

についても、積極的に労働者個人がそこに名を連ねるべきであると考えています。これにつきましては、労働者は個人名を出しがくいという声を耳にいたします。

ところが、申立人にならないでも殆んどの場合は、補佐人になつております。補佐人として審問廷に出でまいりますし、命令するときにはだれとだれとだれを原職復帰、だれとだれとだれにいくら支払えという命令を出すのですから、名前を出します。どうも新しい難問が、私には降りかかることがあります。このことの阻害要因ではないというように考

するのであれば、申立人からおりるでしょうから、事は非常に簡単になります。依然として申立人に名を連ねているということは、なお救済利益を放棄していい意思表示である。このように解釈することができます。したがつて労働組合自体が申し出でていて、執行部が変更のため申立てを取り下げたいといわれるよ

奈川地労委が非常に苦勞いたしました旭ダ
イヤモンド工業事件が、全労委運営委員会によりまして、本総会の第一議題に取り上げられて、かつ非常に熱心な討議をしていただいていることに感謝を申し上げま

す。かつ、そういう中で経験と見解の交流となっています。認めた六件のうちその後の経過を申し上げますと、再審査で和解し

たのが三件でござります。その他の三件につきましては、いずれも再審行訴で否定されており、現状にあります。以下若干の意見も加えながら、タイトルごとに事例を申し上げてみたいと思います。

昭和無線工業事件、五〇年一二月五日命令は、賃上げ、及び一時金にかかる差別は正事件で、組合員にマイナスの査定をしたことは、不当労働行為であると判断をいたしまして、申立て後退職をした組合員中、委任状の提出によつて申立ての維持を表明したものについては、被救済利益を認めています。これは当然だろうと思うのです。態度を明らかにしているのですから。これは五二年一一月二四日、中労委で和解をしております。

合員が、組合から離脱をしております。しかし、当人から請求を放棄したとの意思表示がないので、なお申立人の被救済利益は失われないという判断をしております。全く当然の判断であろうと思うのです。

これからが問題なのです、これに対しても
中労委五六六年六月三日の命令は、初審命令
で救済されている六名は組合を脱退してお
り、しかも組合による救済を求める意思を
明らかにしていないのであり、他に格別の
事情も認められないのに、被救済利益を
失ったものと解するのが相当だと、こうい
う具合に否定しているわけです。これも五
八年一二月一二日、中労委で別件とともに
和解をしております。問題は、資格喪失組
合員の意思表示がなかつた場合、労働委員

次はゼネラル石油精製事件、五二年八月五日命令、これは賃金、一時金の差別是正配転の撤回、譴責処分の撤回、こういう事件でござります。この中で組合員Sが申立て後、組合を脱退している。しかし、それによつて不当労働行為の救済の必要性が生れたものではないということ、譴責処分についての取消しを命じています。これ

本件は五三年二月一日、中労委で取下げとなりました。

会という機関がどういう考え方をもつのか。制度趣旨を体得して、どう判断するのかというところが問題だらうと思うのですが。何か意思表示をすれば、これははつきりするのです。放棄する、あるいは救済してくれと言えばはつきりするわけですが、何もしなかつたときにはどうするかというのが、労働委員会で与えられた非常に難しいところだらうと思うのです。

いままでの例で言えば、権利は主張しなければ、法律はこれを保護しないということとで、市民ボーリーで相当と考えるふうなことでけっぱぐられる。その間にいままでもお話をありましたようにいろいろ

会という機関がどういう考え方をもつか。制度趣旨を体得して、どう判断するのか。制度趣旨を体得して、どう判断するのかといふところが問題だらうと思うのです。何か意思表示をすれば、これははつきりするのです。放棄する、あるいは救済してくれと言えははつきりするわけですが、何もしなかつたときはどうするかというのが、労働委員会で与えられた非常に難しい

を退職あるいは組合を脱退している者については、それぞれ退職、脱退時までの割増賃金相当額の支払いを命じています。正確な判断であろうと私どもは受け止めております。

裁判官でないと、この辺の判決理由の脈絡が、私どもには分からぬのですが、そういうことなのです。

これに對して、中労委の五七年九月一命令は、初審命令時にすでに組合を脱退している者について 同人らは組合による被救済を求める意志を明らかにしていないのであり、他に格別の事情も認められないものと是正に関する被救済利益を失つたものとするのが相当であるという具合に否定しているわけです。

組合に固有の利益があり、脱退した組合員
がその不利益の救済を受ける意思を有して
いても、そのことだけではだめだといつて
いるのです。あたかもそこに山があると、
しかし、山があるだけではだめなんだ。
なぜそこに山があるんだと、それを説明し
ろと。そんな説明はできないです。固有の
利益があるというならば。私どもは、東東
地裁の判決を極めて摩訶不思議と思つてい

使用者の不當差別行為の攻撃といふものが加わるでしょうし、あるいはイデオロギーあるいは路線の方式というような問題もある。と思うのですけれども、結果としては効率と言いませんけれども、使用者側の不正当行動行為もござる。否としましてしまえば、

論理脈絡が一貫しないのです。東京地裁六〇年五月二七日判決はこういっているわけです。不利益取扱いにより労働者が受けた被害を救済するにつき、組合は労働者個人の利益を離れた固有の利益を有するのである。

るのですが、幸い東京高裁で継続中でござります。旭ダイヤモンド工業事件の最高裁判断が出たものですから、これの影響を受けていただけるものとこんな具合に考えているところでございます。

次は、池上通信機事件、五六年九月一〇日の命令。これは進級差別事件におきまして、三名について進級措置を講ずることを命じたが、一名については、申立て後、会社を退職し、組合からも脱退していることから、その者についての進級について棄却してあります。本件は、五八年一一月一六日中労委において和解しています。在職前提出ならないところに棄却という要素が、産休職だったと思うのですが、ある

のではあります。旭ダイヤモンド工業事件の最高裁判断が出たものですから、これの影響を受けていただけるものとこんな具合に考えていました。旭ダイヤモンド工業事件では、一年間この旭ダイヤモンド工業事件では、

神奈川の地労委は苦労してきたところです。いろいろお話をもうされておりますので、要約して申し上げますと、昭和四九年の春奉賃上げ闘争で、組合がストライキを行つたのです。会社はそれに対する報復の手段として、参加組合員中二五名の組合員に対して、五月二〇日の日の不就労が全日のストライキでないにもかかわらず、全日ストライキとして賃金の全額カットを行つてきました事件であります。初審の神奈川地労委は、この措置を不当労働行為と認定し、二五名全員についてカットされた賃金額、年五分の加算金の遡及支払い、ポストノーティスという全面救済命令を発したわけです。

これに対しても横浜地裁の取消

訴訟では、命令の一部取消し、すなわち命令前に退職、もしくは配転に応じ、組合員資格を失つた一一名については、命令前に組合員資格を喪失しているので、賃金支払いを命ずることは許されないと、取り消

したわけです。続いて争われた東京高裁では、横浜地裁の判決を維持したうえで、しかし風鈴がついてきたわけです。地裁判決においても認容されてきている二五名の組合員に対するポストノーティスの誓約書

中、一一名については取り消してきたわけ

です。これは確か、有名な中川裁判長だつたと思うのです。

この地労委と組合側の上告に対しても、

明輝製作所の判断のことく、意思を明らかにしていいないので、被救済利益は失つたも

のと解するのが相当と軽くいなして否定し

てしまふのか。ないしは東京地裁のよう

に脈絡がとんと不可解な判決なのですけ

れども、その判決で否定してしまうのか。

いや、そうではないのでと。やはり神奈川

地労委のように意思表示のない場合は、団

結権擁護の目的をもつ、任務と目的をもつ

まして、労働委員会制度における労働者の

労働委員会として、基本的に被救済利益を

認めます。そういう立場をとるのか、いざれ

旭ダイヤモンド工業事件の最高裁判決

が読んでも極めてまことにすつきりした判

断であろうと思つています。

以上神奈川地労委にかかる事例につい

て若干の意見を加えて申し上げましたが、

結論としてどういうことなのか。結論とし

て、本議題は組合資格喪失者の意思が不明

確の場合、労働委員会がどのように判断す

るのか、この一点になつてしまふのではなく

いかと思うのです。すなわち組合員意思が

明確でない場合、中労委の池上通信機や、

交流にしたいと思います。

使用者委員（東京）深瀬義郎

一つは、最高裁判決の旭ダイヤモンド事件のちらつと言つたところが、私の重点でござります。まず、旭ダイヤモンド事件が非常に肯定説を打ち出しているといふことで、

労働委員会や裁判所の判断に大きな影響を与えるだろうとこういうようと考えております。それからもう一つの判例の批評といつはどううとこういうこと。それからもう一つは、理論的な問題が残って、それは労働組合が、例え固有の権利を有していても、当該組合員の意思を無視しては実現させることのできない点、こういう点は理論的な問題だろう。果たして当該組合員の意思が、労働組合の固有の救済利益よりも優位にある。こういう点は問題ではないかと。こういうような疑問を出しているようないろんな意見があつたわけです。私は、今度の旭ダイヤモンド事件というのをそういうように読むのではないんじやないか。したがつて、労働委員会の命令も大きく変わらないのではないかとこういうように考えております。

まず、私の結論から先に申し上げたいと思います。判決の前半の部分ですが、労働組合が組合員個人の雇用関係上の権利利益の救済について、組合自身が固有の利益を有し、それが当該組合員が、組合員資格を喪失した場合も同様である。この点ですが、特にこれは本件は問題の賃金カットが、労働組合法の七条の一号、及び三号に該当する事件であるというように判断されておりますので、私は当然の結論だというように考えております。

第一は、判決の後半の部分であります。労働組合は固有の救済利益を有するにしても、当該組合員の意思を無視しては、雇用関係上の利益の救済を実現させることはできない。したがって、労働者個人がその権利の回復を図る意思のないことを積極的に意思表示した場合には、組合は、そのような救済を求め得ないというようにしている点でございますが、このやり方は、本件のような退職、配転のケースであつて、ほかの事由による組合員資格喪失一般の場合には適用にならない。少なくとも脱退の場合には省かれているだらうというように考えております。これは、第一審の横浜地裁と最高裁の判示の内容を比較して、そのように推定ができるということでございます。そういう一点に基づきまして、労働委員会の命令はどういうようなことにいまなつていて、命運はどういうようなことになりますかという点が、第三点ということになります。以下順をおつて説明したいと思いま

す。

第一の点ですが、本件の賃金カットは労働組合のストライキに対する報復としてなされているのだというように見るのが大筋のようでありますけれども、あの事件は七条一号の事件でありまして、その組合に与える影響も抑圧的・制圧的効果というように

この判決は、賃金カットが労組法七条一号及び三号の支配介入に該当する不当労働の事由による組合員資格喪失一般の場合には適用にならない。少なくとも脱退の場合には省かれているだらうというように考えております。これは、第一審の横浜地裁と最高裁の判示の内容を比較して、そのように推定ができるということでございます。そういう一点に基づきまして、労働委員会の命令はどういうようなことにいまなつていて、命運はどういうようなことになりますかという点が、第三点ということになります。以下順をおつて説明したいと思いま

す。

この判決は、賃金カットが労組法七条一号及び三号の支配介入事件であるとい

うように判断されているのが本件の特徴であります。しかし救済の内容があろうと思います。しかしある組合員の雇用関係上の権利利益の回復といふことになると、当該労働者の意思を無視する。しかし、組合の求める救済が労働者個人の雇用関係上の権利利益の回復の形をとるときは、当該組合員の意思を無視しては、実現させることはできない。こういうのが判示の内容でございます。

この判決は、賃金カットが労組法七条一号及び三号の支配介入事件の効果をもつ。この効果を除去するため、組合員の雇用関係

なつたときには、その直後におきました、これをめぐつていろいろな学者の方々が批判を加えた事件がありました。古い事件ですけれども、北海道地労委が、昭和二六年九月一〇日に救済命令を出した明治鉱業事件というものがございます。その内容は、組合の書記長などを歴任した労働者が、札幌の北海道支社から組合のない留萌支店に転勤を命ぜられたけれども、組合がその転勤は不当労働行為であるとして労働委員会に救済を求めたわけであります。労働委員会は不当労働行為と認定をしました。ところが当人は元の支社に帰る意思がないということで、この命令書公布の日から二ヶ月以内に北海道支社に帰るという意思が表明された場合には、原職に復帰させなければならぬという条件付きの命令を出した事件であります。

労働委員会は、七条一号に該当するとしてその理由は団結権の侵害があつたときには、その個人その労働組合が教済の申立てをなし得るが、その場合、個人が、たとえば自己の自由な意思により、完全な合意で退職したような場合、個人として救済を申し立てる意思がないと考えられるときでも、これによつて労働組合の救済を申し立てる利益が、直ちに失われると解すべきではない。ただ、労働組合の申立てによる場合、自身専属の利害を無視することが適当でない場合があり得るにすぎない。当人は当委員会の調査に際して、帰る意思はない旨述べているので、同人の意思を考慮の中に加えた結果、同人の意思によつて原職復帰を認めることとして、条件付きの命令を出したというように言つておられます。

これをめぐつて当時いろいろな学者の方々が意見を交わす機会があつたわけです。まず一方の意見としては、この事件は労働組合法七条三号にも該当する事件ではないのか。それから労働委員会が不当労働行為と認定したのに、二ヶ月以内に本人が帰りたいと言つた場合なら復帰させるといふようなのは、現実との妥協にすぎないのではないか。本人が帰らないと言つても、

不当労働行為制度の趣旨からいえば、組合の弱体化がなされているのであれば、不当労働行為として原職復帰をさせるべきだと。会社に、元に戻れという辞令を出されべきで、そうでないと不当労働行為を認めめた意識がなくなつてしまつというような意見。もし、本人が聞かない場合には、組合として除名にすることもできるのではないか。こういうふうないろんな意見が出されました。

他方、現行法のもとで救済命令を受けたものは、必ず帰つてこなければならぬといふところまで理論構成ができる、本人の意思いかんにかかわらず命令を出すことができる。しかし、労働者が自分がどこへ行こうと、組合員になろうとなるまいと、

個人の権利であるというように考えるなれば救済を求めることができるという点であります。この判示事項は、組合員資格喪失一般について述べているわけです。大体

この第一審の脱退云々という部分は、大

きません。初めから不可能なことを命令することは、極端な場合を考えると、そういうように皆さんも受け取つておられることになるので、復職を命ずること救済の利益がないとして復職を命ずることはできないというようないろんな意見が出されたのであります。

いまになってこの事件とこれをめぐる論議というものを見てみると、労働法も若くたし、労働法学者も若かつたというような感じをもつわけでございます。私が特別なケースにだけ限つて認められるやり方で、この事件をいまさらになって引いたのは、この中に現在問題になつてゐる論点がすべて含まれてゐるところのことです。

それは、第一審の横浜地裁の判示と、最高裁判所の判示とを比較してみますと、労働組合が固有の救済利益を有するという点まで

示事項は、資格喪失一般についてではなくて、退職・配転あるいはその中でもこの特

別なケースにだけ限つて認められるやり方

で、このように考えるのが妥当ではないかと

いうように思います。

それから第二の点ですが、労働組合は固くたる資格を喪失した場合においては、特段

の事情のない限り、労働者に救済を与える

ことはできないと、このようにいつている

わけであります。最高裁判決は、その第一審の判示事項を取りまとめた中で、その

組合員の任意の脱退などによつてとう

て当該組合員が積極的に権利、利益を放棄

する意思表示をすると、労働組合の救済

申立てを通じて回復を図る意思のないこと

直接そこを除いて退職、配転による組合員

資格の喪失の場合につなげて、最高裁判決

示を述べているわけであります。

この第一審の脱退云々といふ部分は、大

変微妙なニュアンスをもつた重要な点であ

るというように私は思つておりますが、それを除いては別個の観点から判断されるということだらうと思います。したがつて脱退については別個の観点から判断されるということになると思われます。どうも多少推理小説的解釈で恐縮でございますが、私はそういうように考えております。

労働組合とその所属組合員の関係、それから救済を求める権利・利益は、組合の固有の利益である。こういう二つの点を考えてみますと、一般に労働組合から脱退するということは、労働組合の固有の利益にあざかることをあきらめるという意味をもつだらうと思います。したがつて脱退の場合には、一般に組合が雇用関係上の不利益をもつたという救済を求めるることはできないということになると思います。しかし脱退と組合には、一般的に組合員資格の申立てに關して、あるいは組合員資格に対する労働組合との間に特別なつながりがあり、雇用関係上の利益の回復を求める意思が維持されていることが明らかかな場合は、救済を求め得るものというように考えられるわけです。

組織からの離脱という点から見ますと、除名、分裂の場合もほぼ同様に考えられます。もともと組合と組合員との関係というのは、緊密な組織に結合している

川乳業事件です。

という関係だと思います。脱退などの場合には、それに關して当然当該組合員と組合の間で話合いがあつて、そのうえで脱退の手続をするということになると思われます。救済申立てなどをしている場合には、特にその点についても組合、組合員間で十分話し合うことがあります。そのうえで組合員が何の事情もとどめず組合の組織を去つたということは、組合に救済を求める意思をもたなくなつたというように解するが当然ではないかというように思いますが、この二つの点を考

る限りでは、組合員として残つてゐる場合は、組合員として残つてゐる組合員の命令では、組合員の命令を解釈すれば、それなら労働委員会の出す命令との整合性といいますが、その点はどうかということが次の問題であります。

私もあまり網羅的ではありませんので、命令集の後ろのほうをちらちらと見てこの件に当たるようなものを考えをまとめるうえに役立つ程度で読み上げたという程度のもので、網羅的なものではありません。しかし、大体の傾向は分かるのではないかと思ひます。

川乳業事件です。

また、脱退の例としては、先ほどから例

にありました明輝製作所事件があります。

初審結審時にすでに組合を脱退しているも

す。退職に際しては、救済を放棄している

のについては、組合による救済を求める意

思を明らかにしていないし、他に格別の事

は、救済を認めています。また、退職をし

てもさらに組合を脱退したかどうかを確か

めて、特別の事情なく組合を脱退した場合

には救済を認めないし、組合員として残つ

てゐる場合には、救済を認めるという例が

あります。翻訳出版社事件というのがあり

ます。

このように中労委の命令では、組合員の

退職に際しては、組合との関連、すなわち

組合員の資格の有無、組合への手続委託、

組合決議などの組合組織との関連から組合

を通じて救済を求める意思があるかどうか

ということを確認をしておきます。また、

組合員の資格の有無、組合への手続委託、

組合決議などの組合組織との関連から組合

を通じて救済を求める意思があるかどうか